

財 第 4 4 8 号

令和3年8月24日

各 部・課 長

副 市 長 杉 田 修

令和4年度予算編成について（依命通知）

令和4年度予算編成にあたっては、以下の基本的な考え方に沿って、予算編成作業を進められたい。

令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、本市においても多くの感染者が確認され、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置も発令されたが、その都度医療関係者をはじめ、多くの方々の協力により乗り越えてきた。しかし、感染力の強い変異株の発生などにより、再び感染は急拡大しており、4度目の緊急事態宣言が発令され、今なお厳しい状況が続いている。

令和2年度は、感染症の影響が市民生活に大きく及び、学校の一斉休校や飲食店等の営業自粛、外出・移動の自粛やテレワークの導入・拡大など、大きな変化を強いられた。本市としても、PCR検査体制の整備や患者受入病床確保、軽症者用療養施設の確保といった医療提供体制の整備・充実を図りつつ、経営状況の厳しい中小企業等に対する賃料の助

成や事業継続支援助成金の給付などを行い、市内経済維持のための事業者支援を図った。また、市民に対しては、国の特別定額給付金やひとり親世帯への臨時特別給付金に加え、準要保護世帯への臨時特別給付金や、保健と福祉の総合相談窓口の体制強化、SNSを活用した命とこころの相談窓口の開設など、安全・安心な生活を守るための支援を行った。

これらの感染症対策の事業は、国や県からの補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し実施した。一方で、予定していた多くの事業が中止となったことや、医療機関の受診控え等により、歳出が抑えられ、また、税収の減少に対する減収補てん債の発行などにより、本市の財政は大きなダメージを受けずに済んだ。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は長期に及んでおり、今後の歳入はより見通しが困難な状況になっている。その一方で、苦しい状況に置かれている企業や市民の方々に対しては、積極的に支援していく必要があり、新たな事業による歳出の増加も見込まれる。さらに、暮らしや働き方における「新しい生活様式」に合わせ、既存事業の見直しや新しい事業も検討していく必要がある。

将来財政推計では、現在のまま事業を継続していくと、令和5年度には財源調整基金をほぼ使い切り、令和6年度予算編成が極めて困難な状況になると見込んでいる。このようなひっ迫した状況となった原因を究明するため、普通交付税の算定に用いられる標準的な行政運営にかかる

コストとの比較等を行い、行財政改革を進めていく必要がある。

全職員がこのような危機的な現状を常に意識し、限られた財源の中で、限られた人員で、より効率的で効果的な事業を実施するよう見直しを行い、財政をスリム化するとともに、新しい生活様式に合わせた新しい行政へと切り替えていくよう十分留意されたい。

【令和4年度予算編成について】

本市の行財政状況を、将来にわたり持続可能なものとするためには、令和3年度予算に比べ、一般財源で55億円以上の事業費削減が恒常的に必要となる。そのため、令和4年度に25億円、令和5年度はそこからさらに30億円の一般財源を削減することとし、市としての優先順位を考慮したうえで、既存事業の廃止や縮小も含めた見直しを行い、限られた財源の中で実施すべき事業のみを予算要求すること。

以上を受け、令和4年度予算編成においては、次の方針を示す。

- ・政策経費対象事業に関し、令和3年度当初予算の一般財源から2%削減した額を各部に配分するので、その配分額内（＝要求限度額）で予算要求すること
- ・財源調整基金繰入金を25億円程度とする
- ・限られた財源と人材を適切に配分し、持続可能な行財政運営体制

とするため、廃止・縮小も含めた既存事業の見直しを積極的に行うこと

- ・普通建設事業費のうち、公共建築物保全計画の対象となる事業は、各部の要求限度額の外で管理することとし、行政経営課が要求を取りまとめる

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況やそれを受けた社会情勢の変化、地方財政計画などにより歳入や歳出に大きな影響が見込まれる場合は、方針の見直しも検討する。

先に述べたとおり、2か年で55億円以上の一般財源を削減するため、令和5年度予算では、さらに多額の事業費削減が必要となる。1年後の予算編成を見越し、今から計画的に事業の廃止・縮小を検討し、準備すること。

以下に、予算編成にあたっての基本事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、一般経費は枠配分額内、政策経費は要求限度額内で効率的・重点的な予算要求を行うこと。
2. 配分された一般財源内での要求とするため、流用や補正を見込んで積算を過少に見積もることは、厳に慎むこと。
3. 所管事業の見直しは、以下の点に留意し、積極的に検討すること。
 - ・市単独事業の行政サービス水準について、他団体との比較などにより効果検証を行う
 - ・他団体が先行している効率的な事務運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化を図る
 - ・他部局との類似事業の統廃合について、関係部局で十分検討する
 - ・限られた財源の中での予算要求となるため、費用対効果や優先度合いを考慮した事業の廃止を積極的に検討する
4. 一般経費対象事業において、複数年契約する事業の更新年度も、枠配分額の中で対応すること。
5. 歳入確保については最大限の努力を払うこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、収納率の向上を図ること。
6. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩れや誤計上等がないよう注意すること。

7. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
8. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
9. 決算審査の過程において指摘された事項、監査委員による定期監査等や包括外部監査の指摘のなかで、予算に関係する事項は、改善のうえ適切に対応すること。